平成２２年（フ）第３１９号
愛知県一宮市苅安賀１丁目16番１―313号
県営苅安賀住宅
破産者　坪井　　章
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３９６号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字神戸48番地４
破産者　土居　惠子
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１９１８号
京都市右京区山ノ内宮前町21番地　ハイツ田中301号、開始決定時の住所京都市右京区山ノ内宮前町17番地８
破産者　田中　英樹
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
兵庫県三田市三輪４丁目23番16号
破産者　坂本　　勲
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１６１３号
広島県安芸郡府中町城ヶ丘25番１号
破産者　島岡　健治
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６４７号
福岡県朝倉市甘木1690番地１
破産者　荻　　博喜
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７２８号
福岡市南区三宅３丁目10番10号
破産者　日下部初代
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７２７号
福岡市城南区片江３丁目25番31―105号、開始決定時の住所福岡市西区大字吉武403番地12
破産者　山本　一孝
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５３号
福岡県糸島市前原西１丁目５番18―1202号、破産手続開始決定時の住所福岡県糸島市波多江駅北３丁目22番23―601号
破産者　塩崎　　貢
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１１７号
福岡市博多区金の隈２丁目13番13―904号
破産者　佐藤　　錠
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４２５号
福岡市南区大平寺１丁目45番15号
破産者　藤尾　秀香
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２２号
長崎県諫早市永昌町16番25号
破産者　松本　賢治
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
長崎県大村市植松１丁目210番地１シャトレー成仁101
破産者　岸川　　等
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６号
福岡市中央区高砂１丁目15―24―1106号、住民票上の住所福岡市中央区高砂１丁目24番16―1304号
破産者　桑原　廣伸
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第３２号
長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷311番地
破産者　濵迫　勝弘
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第６８号
福島県東白川郡塙町大字片貝字長久木539番地
破産者　高久　三郎
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
千葉県山武郡大網白里町金谷郷343番地７
破産者　萱生松一郎
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係